

大東大須賀区域認定こども園化推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大東大須賀区域認定こども園化推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、将来の乳幼児教育・保育のあり方を見通し、大東大須賀区域の幼稚園保育園の再編、認定こども園整備に関して協議検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 市民代表
- (3) 市議会議員
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月8日から施行する。

2 この要綱は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。